

令和4年度草津市子ども・子育て会議について

1. 概要

令和2年度から令和6年度までを計画期間とし、「第二期草津市子ども・子育て支援事業計画」（以下「計画」という。）を策定しています。

子ども・子育て支援法（六十一条）において定められる基本指針において、「計画に定める支給認定区分ごとの「量の見込み」が実績値と大きく乖離している場合、中間年を目安として、適切な基盤整備を行うために計画の見直しが必要」とされています。

また、計画の第7章「3 計画の検証方法と中間年度での見直し」において、「子ども人口の推移や子ども・子育て支援事業に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国制度の状況等を踏まえ、中間年度である令和4年度を目途に、量の見込みと確保方策および数値目標について見直しを行う」とされています。

2. 見直し項目

- ① 人口推計（計画第2章、1 人口の動向）
- ② 教育・保育の「量の見込み」および「確保方策」（法定必須記載事項）（計画第5章、4 就学前の教育・保育）
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」および「確保方策」（法定必須記載事項）（計画第5章、5 地域子ども・子育て支援事業）

の3項目について数値の検証を行い、検証の結果、見直しが必要となった部分見直しを行うものとします。

なお、見直し後の数値等について、計画書内の記載部分を差し替えると、計画書内の見直さない部分との間で不整合が生じる恐れがあることから、別冊により見直し内容を定め、対応するものとします。

また、各回でいただいた中間見直し以外に関する計画の方向性や各事業への意見等については、今後の改善につなげるとともに、次期計画策定時に活用させていただきます。

3. スケジュール

第1回会議（令和4年6月）

- ・ 諮問
- ・ 第二期草津市子ども・子育て支援事業計画および草津市子ども・若者計画の令和3年度実績と令和4年度実施予定

第2回会議（令和4年9月）、第3回会議（令和4年10月）

- ・ 数値等の見直し案の審議

- ① 人口推計
- ② 教育・保育の「量の見込み」および「確保方策」
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」および「確保方策」

第4回会議（令和5年1月）

- ・ 計画書（案）、答申（案）の審議

第5回会議（令和5年3月）

- ・ 令和5年度子ども・子育て関係予算の概要
- ・ その他